

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「あらゆるお困りごとを解決する大いなる御用聴きカンパニー」というパーパスのもと、地域社会に深く求められる存在を目指しており、コーポレート・ガバナンスを「持続的な成長と企業価値向上を支える重要な経営基盤」と位置付けています。

「現場第一主義」の価値観を大切にしながら、透明・公正かつ迅速な意思決定を行う仕組みを構築し、適切なリスク管理と実効性のある監督機能を発揮してまいります。

また、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する説明責任を全うし、建設的な対話を通じて経営の透明性を高めます。変化する社会に柔軟に対応する「変化発展」のミッションのもと、実効的なガバナンス体制の継続的な高度化に取り組み、健全な企業統治を実現してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社花明	550,000	27.06
伊藤 裕昭	183,500	9.03
二田 泰久	166,500	8.19
宮崎 恵子	149,500	7.35
柳澤 謙介	131,500	6.47
早坂 貴幸	116,500	5.73
中本 久富	69,000	3.39
佐々木 透	38,800	1.90
松本寝具株式会社	29,000	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記に記載の大株主である中本久富氏は、2026年4月21日に実施した立会外分売により、所有する当社株式を全て売却しております。また、同氏より2026年4月27日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)においても、株券等保有割合が0.00%となった旨が報告されております。なお、上記「大株主の状況」につきましては、2026年2月末日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

福岡 Q-Board

決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武田 茂	公認会計士											
田谷 一成	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田 茂	○	2017年12月までは、同氏より株式公開コンサルティングを受けていましたが現在は取引を解消、また、2019年5月22日をもって社外監査役を辞任しております。従いまして社外取締役としての職務に支障が生じないと考えております。	同氏は、公認会計士の資格を有し、会計に関する広い経験と知識で社外監査役を担っていただいていたところです。会社の実情も把握していることから、社外取締役に選任しております。また、当社と一切の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
田谷 一成	○	2023年11月から2023年12月までは、同氏より株式公開コンサルティングを受けていましたが現在は取引を解消しております。従いまして社外取締役としての職務に支障が生じないと考えております。	同氏は、公認会計士の資格を有し、また野村證券株式会社に14年間勤務されていたことから、上場会社経営についての知識経験共に豊富であり、社外取締役に選任しております。また、現在は当社と一切の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

報酬委員会は、独立性を確保するため、構成員の過半数を独立社外取締役としております。独立社外取締役2名を含む取締役3名の委員で構成され、委員長は独立社外取締役より選出しております。
報酬委員会は取締役の報酬等重要な事項について審議を行い、取締役会に答申を行う役割を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査、及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。監査役会は、会計監査人より監査体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常

勤監査役は、監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、会計監査法人の当社に対する指摘事項の把握をし、改善助言及び改善状況の確認を行うなど、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。

また、監査役会は、内部監査担当より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

さらに、監査役会は会計監査人及び内部監査担当を招聘して三様監査会議を年に4回以上の頻度で実施しております。三様監査会議では、会計監査人、内部監査担当より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。

当社はMooreみらい監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。その監査業務内容について、監査役会が会計監査人と適時打合せを行い、企業の監査機能の実効性を高め、相互チェックによる牽制機能を発揮しております。また内部監査担当との連携、とくに提供される情報は企業の健全なガバナンス体制と内部統制の実効性の確保および強化に極めて重要となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澤田 雪児	公認会計士													
横塚 章	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 雪児	○	2017年12月までは、同氏より株式公開コンサルティングを受けていましたが現在は取引を解消しております。従いまして社外監査役としての職務に支障が生じないと考えております。	同氏は、公認会計士の資格を有していることから、会計に関する広い経験と知識を有しており適任であるため、社外監査役に選任しております。また、当社と一切の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
横塚 章	○	-	同氏は、弁護士の資格を有し、法律に関する広い経験と知識で適正な監査と助言を期待できるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、福岡証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実、向上に資するものを選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上へのインセンティブを高めることを目的としております。また、中長期的な業績向上のインセンティブ付与による企業価値向上、及び株主利益を意識した経営の促進を目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在していないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役報酬の総額及び対象となる役員の員数については、開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額については、職責や業績評価を考慮した上で、報酬委員会にて審議し、その結果を取締役会に報告のうえ助言・提言を行っており、最終的な意思決定は取締役会にて行われております。各監査役の報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内にて、監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理本部が事務局として行っております。取締役会付議事項は、資料を事前に配布し検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、必要な情報が十分に提供されるよう、適宜情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
- 当社の取締役会は経営上の最高意思決定機関である株主総会にて選任された取締役6名(代表取締役1名、常勤取締役3名、社外取締役2名)で構成され、監査役3名(常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名)の出席のもと、代表取締役社長を議長とし、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、「取締役会規程」で決められた事項に基づき、業務執行に関する重要事項を決定しております。
2. 監査役会
- 当社の監査役会は常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名の計3名で構成されており、常勤社外監査役を議長とし、毎月1回開催する定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や他の重要な会議等に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査担当者等との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査並びに会計監査について取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から監査方針及び監査計画等を聴取し、監査の結果について随時報告又は説明を受けるなどを行い、会計監査人と相互連携を図っております。
3. 経営会議
- 当社の経営会議は、常勤取締役、部長、室長、次長、常勤監査役によって構成され、原則として毎月1回定期的な開催に加え、必要に応じて随時開催しております。構成員から業務執行上の報告を受け、構成員相互の情報連絡を図っております。
4. 内部監査
- 当社の内部監査は、「内部監査規程」に基づき事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で内部監査を実施しております。被監査部門の業務の合法性及び合理性の監査結果については、常勤監査役へ直接報告し、その内容を踏まえ、代表取締役・取締役会・監査役会への報告が行われる体制としております。
- また、内部監査担当者、監査役会、会計監査人は、定期的(四半期に1回)に三様監査を開催しております。具体的には、期初におけるそれぞれの監査計画の説明、期中における監査実施状況の報告、期末の監査結果概要報告、監査役監査概要報告等で情報共有及び意見交換を行うことにより、相互に実効性のある効率的な監査を実施することを目指しております。
5. リスク・コンプライアンス委員会
- 当社は、リスクの低減措置及びコンプライアンス遵守を目的に、取締役会の諮問機関として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会は、代表取締役社長を委員長、取締役を委員として構成し、監査役はオブザーバーとして出席しております。
- リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1回開催し、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理に必要な情報を共有し、リスク管理体制の継続的な評価を行うほか、「リスク・コンプライアンス規程」及び「内部監査規程」に基づき法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上を図ることで、健全な企業運営体制の確立に努めております。
6. 報酬委員会
- 当社は、取締役の報酬に関する事項の決定に関して公正性、透明性、客観性を強化するため、取締役3名(社内取締役1名、社外取締役2名)、社外監査役1名で構成し、社外取締役を委員長とする任意の委員会として報酬委員会を設置しております。
- 報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性並びに説明責任の強化を目的として、次の事項について審議し、取締役会に対して助言及び提言を行っております。
- (1) 取締役報酬の基本方針に関する事項
- (2) 取締役報酬の内容の決定に関する事項
- (3) その他経営上の重要事項のうち、取締役会が必要と認めた事項
7. 会計監査人
- 当社は、Mooreみらい監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査を受けております。会計監査人、監査役会及び内部監査担当者は、四半期ごとに開催される三様監査にて相互の監査結果などについての説明と報告を行い監査品質の向上を図っております。
- また、内部監査担当者、監査役会、会計監査人は、定期的(四半期に1回)に三様監査を開催しております。具体的には、期初におけるそれぞれの監査計画の説明、期中における監査実施状況の報告、期末の監査結果概要報告、監査役監査概要報告等で情報共有及び意見交換を行うことにより、相互に実効性のある効率的な監査を実施することを目指しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要であると認識しており、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。

社は、取締役会を中心とした意思決定及び監督体制の下、監査役会、内部監査及び会計監査人が相互に連携する体制を構築し、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る事を目的としてこの体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の2週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、株主総会を5月に開催していることから、集中日を回避した開催となっているものと考えております。

電磁的方法による議決権の行使	現時点では、電子投票制度は導入しておりませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	採用を検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、株主として海外投資家が存在しないことから、英文での招集通知の提供は行っておりませんが、今後の海外株主の増加等の状況に応じて、英文での提供を検討してまいります。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に会社説明会を実施いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的開催を検討している他、個別のミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成に占める海外投資家の比重を鑑み、海外投資家向けに定期的説明会を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、有価証券報告書、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示については管理本部が担当しております。 また、対外的なIR活動の設営等については経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重には、コンプライアンスの徹底が必要不可欠と考えております。株主、顧客、取引先、社員など社会からの信頼を高め経営の健全性を確保すると定め、法令遵守とともに諸規定を適正に運用・管理し、幅広い社会との健全で良好な関係を維持することに努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示をすることが重要であると認識しております。 そのためステークホルダーにとって重要と判断される当社の経営戦略等の非財務情報等説明機会を作り、IR資料等についても当社ホームページ等の様々な手段により開示を検討してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2020年10月開催の取締役会において企業行動規範に関する規則第9条で定める体制を、構築するため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

なお、決議後に当該体制の構築・運用について特記すべき事項としては、以下の項目があげられます。

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期するとともに、検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスクを適正に管理し、また、顕在化したリスクに速やかに対処するとともに、損失を最小限にとどめるために、危機管理規程を定めるものとする。

・リスク管理体制は、継続的に改善活動を行うとともに、内部監査において、その運用状況及び有効性を監査し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、毎月1回定期に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。

・取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役会に報告するものとする。

・「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。

d. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人が遵守すべき行動規範、社内規程等を定め、法令及び定款等への適合体制を確立する。

・職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会により決定するものとする。

・内部監査において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行い、必要に応じて是正を講ずるものとする。

・コンプライアンスに関する社内通報制度として、経営企画室長、総務部マネージャーならびに常勤監査役に相談窓口を設けるものとする。

・反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士等と連携するものとする。

e. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を置くことができるものとする。

f. e. の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行うものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・代表取締役社長は、監査役と定期に意見交換を行うものとする。

・取締役及び使用人は、その職務執行において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、直接又は相談窓口を通じて、速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適時適切に行うものとする。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役会その他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。

・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。

・職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会により決定するものとする。

・内部監査において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行い、必要に応じて是正を講ずるものとする。

・コンプライアンスに関する社内通報制度として、コンプライアンス室長、総務部マネージャーならびに常勤監査役に相談窓口を設けるものとする。

・反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士等と連携するものとする。

e. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を置くことができるものとする。

f. e. の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行うものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・代表取締役社長は、監査役と定期に意見交換を行うものとする。

・取締役及び使用人は、その職務執行において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、直接又は相談窓口を通じて、速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供時適切に行うものとする。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役会その他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。

・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、反社会的勢力対応マニュアルが定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに、公益財団法人 埼玉県暴力追放センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



